

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第10号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前				
<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（13の2）略</p> <p>（13の3）介護保険法第115条の29第2項の規定に基づく介護サービス情報の調査 <u>次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</u></p> <table border="1"><tr><td>1 介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス（特定施設入居者生活介護に限る。）及び同条第23項に規定する施設サービス</td><td>1件につき 41,900円</td></tr><tr><td>2 1に掲げるサービス以外のサービス</td><td>1件につき 35,600円</td></tr></table> <p>（13の4）～（55）略</p> <p><u>（55の2）薬事法第36条の4第1項の規定に基づく一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとする者がそれに必要な資質を有することを確認するための試験の実施</u> 1件につき14,000円</p> <p><u>（55の3）薬事法第36条の4第2項の規定に基づく医薬品の販売又は授与に従事する者の登録</u> 1件につき7,100円</p> <p><u>（55の4）略</u></p> <p><u>（55の5）略</u></p> <p><u>（55の6）略</u></p> <p><u>（55の7）略</u></p> <p>（56）及び（57）略</p>	1 介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス（特定施設入居者生活介護に限る。）及び同条第23項に規定する施設サービス	1件につき 41,900円	2 1に掲げるサービス以外のサービス	1件につき 35,600円	<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（13の2）略</p> <p>（13の3）介護保険法第115条の29第2項の規定に基づく介護サービス情報の調査 <u>1件につき45,000円</u></p> <p>（13の4）～（55）略</p> <p><u>（55の2）略</u></p> <p><u>（55の3）略</u></p> <p><u>（55の4）略</u></p> <p><u>（55の5）略</u></p> <p>（56）及び（57）略</p>
1 介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス（特定施設入居者生活介護に限る。）及び同条第23項に規定する施設サービス	1件につき 41,900円				
2 1に掲げるサービス以外のサービス	1件につき 35,600円				

<p>(57の2) 薬事法施行令第80条の規定により処理することとされている薬事法第13条第6項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1" data-bbox="244 387 786 432"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>(58)～(66) 略</p> <p>(66の2) 薬事法施行規則第159条の7第2項第1号に規定する登録販売者試験に合格したことを証する書類（薬事法施行規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第9号）附則第3条の規定が適用される場合にあつては、薬事法第28条第1項の許可を受けていることを証する書類）の交付（薬事法施行規則第159条の6の規定による通知と併せて行う当該書類の交付を除く。） 1件につき650円</p> <p>(66の3) 薬事法施行規則第159条の11第1項の規定に基づく販売従事登録証の書換え交付 1件につき2,000円</p> <p>(66の4) 薬事法施行規則第159条の12第1項の規定に基づく販売従事登録証の再交付 1件につき2,900円</p> <p>(66の5) 略</p> <p>(67)～(326) 略</p> <p>2 略</p>	略	<p>(57の2) 薬事法施行令第80条の規定により処理することとされている薬事法第13条第5項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1" data-bbox="844 387 1386 432"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>(58)～(66) 略</p> <p>(66の2) 略</p> <p>(67)～(326) 略</p> <p>2 略</p>	略
略			
略			

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第57号の2の改正は、公布の日から施行する。